

発議第 6 号

松阪市議会特別委員会の設置について

次のとおり松阪市議会特別委員会を設置するものとする。

平成 25 年 8 月 13 日 提出

松阪市議会議長

中 島 清 晴

記

1 議会改革特別委員会

松阪市議会特別委員会設置に関する提案理由の説明

本市議会においては、平成 23 年 3 月に議会基本条例の制定を主たる目的として、議員全員を構成員とする議会改革特別委員会を設置し、また、その傘下に出選された議員 10 人の構成による作業部会が設置されました。

特別委員会及び作業部会では、平成 22 年に設置しました議会改革検討委員会で審議されてきました検討項目を引き継ぐとともに、議会基本条例の制定をはじめ、議会改革検討項目について、議員全員で議論を深めながら、審議を行ってきました。

平成 24 年 10 月には議会基本条例を制定し、議会改革の実践に向けた取り組みを行ってきましたが、議員の任期満了に伴い、本年 6 月 21 日の本会議において、議会改革特別委員長報告として、これまでの審議結果を報告し、調査・検討を終了したところであります。

報告の中では、議会改革検討項目の調査・検討が終了したわけではなく、これからも継続して議会改革に取り組んでいく必要があることから、これまでの議論を継承するとともに、新たな検討項目も加味しながら、改選後も全議員で構成する議会改革の推進に関する特別委員会を設置し、その傘下に作業部会を設置していくことが望ましい姿であることを特別委員会の総意として、全議員で確認したことが述べられています。

このようなことから、前特別委員会の意向を十分に汲み入れ、議会改革の推進に関する事項を付議事件として、全議員 28 人の委員で構成する議会改革特別委員会を設置しようとするものであります。

なお、本特別委員会については、議会閉会中も審議できるものとし、その審査が終了するまで継続することにいたしたいと思います。